

平成二十九年十一月

平成二十九年十一月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第二十三号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第二十四号	文京区奨学資金に関する条例	3 頁
議案第二十五号	文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例	7 頁
議案第二十六号	文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に 関する協定	13 頁
議案第二十七号	文京区勤労福祉会館の指定管理者の指定について	15 頁
議案第二十八号	文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者の指定に ついて	17 頁

議案第二十三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ア(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、「いう。」の下に「（第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日）」を加える。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月に到達日の翌日（当該子の一歳六か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するるときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該

非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第七号中「こと」の下に「又は第二条の四の規定に該当すること」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第八条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部改正等に伴い、非常勤職員の育児休業に係る規定等を整備するため、本案を提出いたします。

議案第二十四号

文京区奨学資金に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区奨学資金に関する条例

文京区奨学資金に関する条例（昭和四十年三月文京区条例第十二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、経済的理由によつて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）に進学し、又は修学することが困難な生徒に対し奨学資金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

（対象者）

第二条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- 一 区の区域内に居住している保護者と同居していること。
- 二 修学の意欲が旺盛であること。
- 三 経済的理由により進学又は修学が困難であること。
- 四 高等学校等への入学が確定していること。

五 同種の奨学金の給付を他から受けていないこと。

六 保護者が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者でないこと。
（奨学金の給付額）

第三条 奨学金の給付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 国立又は公立の高等学校等に入学予定の生徒 六万円

二 私立の高等学校等に入学予定の生徒 十万円

2 奨学金の給付は、一人一回限りとする。

（給付の申請）

第四条 奨学金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

（給付の決定）

第五条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨学金の給付の可否を決定する。

（奨学金の交付）

第六条 区長は、前条の規定により奨学金の給付を決定したときは、奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）に対し、速やかに奨学金を交付するものとする。

（給付の決定の取消し）

第七条 区長は、奨学生が偽りその他不正の手段により奨学金の給付の決定を受けたとき又は奨学生として適当でない事実があったときは、その決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（奨学金の返還）

第八条 区長は、前条の規定により奨学金の給付の決定を取り消したときは、奨学生に対し、その返還を命ずることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成三十年四月以後に高等学校等に入学する者について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の文京区奨学資金に関する条例の規定により貸付けを受けている者に係る奨学金については、なお従前の例による。

(説明)

奨学資金に係る支援の制度について、貸付制度から給付制度に改めるため、本案を提出いたします。

議案第二十五号

文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例

文京区入学支度資金貸付条例（昭和五十二年四月文京区条例第十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 融資あっせん（第三条―第十条）

第三章 貸付け（第十一条―第十八条）

第四章 雑則（第十九条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）、のうち私立の学校（以下「私立高等学校等」という。）に入学する生徒を持つ保護者で経済的に困難な者に、入学に必要な支度資金（以下「支度金」という。）の融資あっせん及び貸付け

を行うことにより、広く教育の機会均等を図り有用な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 取扱金融機関 区と締結した契約に基づき、第七条の決定を受けた者に対し、融資を行う金融機関をいう。
- 二 保証料 第七条の決定を受けた者が取扱金融機関から融資を受ける場合に要する信用保証に係る費用をいう。

第二章 融資あっせん

(対象者)

第三条 融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に居住していること。
 - 二 被保護者の私立高等学校等への入学が確定していること。
 - 三 経済的理由により支度金の融資を必要としていること。
 - 四 支度金を他から借り受けることが困難であること。
 - 五 住民税を滞納していないこと。
 - 六 融資を受けた資金の償還について十分な返済能力を有すること。
- （あっせんする融資の限度額等）

第四条 あっせんする融資の額は、被保護者一人につき四十万円以内とする。

2 前項の融資に付す利子は、固定金利とする。

(利子及び保証料の補給)

第五条 区長は、あっせんした融資から生じた利子及び保証料の全額を取扱金融機関に対し補給する。

(融資あつせんの申請)

第六条 融資あつせんを受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、規則で定めるところにより区長に申請し、その決定を受けなければならない。

(融資あつせんの決定)

第七条 融資あつせんは、予算の範囲内で行い、区長は、申請者の各事情を十分調査し、融資あつせんの決定を行わなければならない。

(融資の実行)

第八条 融資は、取扱金融機関の責任において実行するものとする。

(償還期限及び方法)

第九条 取扱金融機関から受けた融資の償還期限は、据置期間経過後四月以内とし、月賦均等償還の方法によるものとする。

2 前項の据置期間は、取扱金融機関から融資を受けた日の属する月の翌月から六月とする。

3 第一項の規定にかかわらず、取扱金融機関から融資を受けた者は、当該取扱金融機関に対し、当該融資をいつでも繰上償還することができる。

(融資あつせんの決定の取消し等)

第十条 区長は、融資あつせんを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資あつせんの決定を取り消すものとする。この場合において、第五条の規定により既に補給した利子及び保証料があるときは、取扱金融機関に対し当該利子及び保証料の額に相当する額の支払を請求することができる。

一 偽りその他不正の手段により融資あつせんの決定を受けたとき。

二 取扱金融機関から融資を受けた支度金を融資あつせんの目的以外に使用したとき。

- 三 正当な理由がなく取扱金融機関から受けた融資の償還を怠ったとき。
- 四 被保護者が私立高等学校等を退学したとき。

第三章 貸付け

(対象者)

第十一条 支度金の貸付けを受けることができる者は、第六条の規定により融資あつせんの申請をしたが、融資の実行がなされなかつた者であり、かつ、次に掲げる要件を備えた者とする。

- 一 区内に居住していること。
- 二 被保護者の私立高等学校等への入学が確定していること。
- 三 経済的理由により支度金の貸付けを必要としていること。
- 四 支度金を他から借り受けることが困難であること。
- 五 住民税を滞納していないこと。
- 六 連帯保証人があること。

(貸付金の限度額)

第十二条 支度金の貸付額は、被保護者一人につき四十万円以内とする。

(貸付けの申請)

第十三条 支度金の貸付けを受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、規則で定めるところにより区長に申請し、その決定を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第十四条 支度金の貸付けは、予算の範囲内で行い、区長は、申請者の各事情を十分調査し、貸付けの決定を行わなければならない。

(償還期限及び方法)

第十五条 貸付けによる支度金の償還期限は、据置期間経過後四十月以内とし、月賦均等償還の方法によるものとする。

2 前項の据置期間は、貸し付けた日の属する月の翌月から六月とする。

3 第一項の規定にかかわらず、支度金の貸付けを受けた者（以下この章において「借受者」という。）は、当該支度金をいつでも繰上償還することができる。

(貸付決定の取消し等)

第十六条 区長は、支度金の貸付決定を受け、又は支度金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に行った貸付決定を取り消し、既に交付した支度金の返還を命じ、又は償還すべき金額を一時に返還させることができる。

一 偽りその他不正の手段により貸付決定を受けたとき。

二 支度金を貸付けの目的以外に使用したとき。

三 正当な理由がなく、割賦金の償還を怠り、又は違約金の支払を怠ったとき。

四 被保護者が私立高等学校等を退学したとき。

(利子等)

第十七条 貸付けによる支度金には利子を付さない。

2 借受者が、前二条に規定する償還すべき金額を償還期限までに償還しないときは、償還すべき金額に対して年十・九五パーセントの割合をもつて償還期限の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

4 第二項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することができる。

(償還方法の特例等)

第十八条 区長は、借受者が災害その他の理由により償還が困難となったときは、償還方法を変更し、又は償還すべき金額を減免することができる。

第四章 雑則

(委任)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成三十年四月以後に私立高等学校等に入学する者について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の文京区入学支度資金貸付条例の規定により貸付けを受けている者に係る支度金については、なお従前の例による。

(説 明)

入学支度資金に係る支援の制度について、融資あっせん制度を新設するとともに、貸付制度の対象者等を改めるため、本案を提出いたします。

議案第二十六号

文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に関する協定
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に関する協定
文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事施行のため、左記協定を締結する。

記

- 一 協定の目的 文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事
- 二 協定金額 金二十六億二百八十万円
- 三 協定の相手方 京都府京都市伏見区桃山町大島三十八―五百二十八
社会福祉法人洛和福祉会
理事長 矢野一郎

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参 考)

一 工 期 協定締結の翌日から平成三十一年十一月三十日まで

二 支出科目等 平成二十九年 一般会計 民生費 老人福祉費
心身障害者福祉費

平成三十年 債務負担行為

平成三十一年 債務負担行為

議案第二十七号

文京区勤労福祉会館の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区勤労福祉会館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

- 一 公の施設 東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号
文京区勤労福祉会館
- 二 指定管理者 東京都中央区銀座四丁目十二番十五号
株式会社オーエンス
- 三 指定の期間 平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第二十八号

文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京福祉センター江戸川橋	東京都文京区小日向二丁目十六番十五号
文京福祉センター湯島	東京都文京区本郷三丁目十番十八号

二 指定管理者 東京都八王子市台町一丁目十九番三号

社会福祉法人武蔵野会

三 指定の期間 平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

